

## 独立行政法人国立成育医療研究センター中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき平成22年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立成育医療研究センターの中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、つぎのとおり独立行政法人国立成育医療研究センター中期計画を定める。

平成22年4月1日

独立行政法人国立成育医療研究センター

理事長 加藤 達夫

### 前文

独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至るリプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患（以下「成育疾患」という。）に対する研究及び医療を推進する目的で平成14年に設立された国立成育医療センターを前身とする。同時にこの新しい医療を担う人材の育成やこの領域に関する国内外の情報の集積・発信及び政策提言の役割も担っている。

こうした役割を果たすため、センターは、事業体として、業務運営の効率化に取り組むとともに、病院と研究所が一体となり、疾病に悩む患者に対し、安全性と有効性を十分に検証しつつ高度先駆的医療の開発及び提供を行う。同時に小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、包括的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していく。

こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するための計画を以下のとおり定める。

### 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

#### 1. 研究・開発に関する事項

センターは、臨床研究の企画、立案、実施及び支援が実施できる体制を整備す

るとともに、センター独自にあるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。

## (1) 臨床を志向した研究・開発の推進

### ① 研究所と病院等、センター内の連携強化

基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。

これにより、研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 30%以上増加させる。

### ② 産官学等との連携強化

ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構、小児専門医療施設等の治験実施医療機関等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備する。

これにより、企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。

### ③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備

戦略的に研究・開発（研究開発費を含む。）を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努める。

### ④ 知的財産の管理強化及び活用推進

センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化、維持の必要性を見直し、研究者に対する知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元に努める。

このため、センターとして職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加させる。

## (2) 病院における研究・開発の推進

### ① 臨床研究機能の強化

センターにおいて、治療成績及び患者の QOL の向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、センターで実施される治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努める。

## ② 倫理性・透明性の確保

臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。

この推進に当たり、倫理委員会及び IRB における審査した研究に関する情報を年 12 回以上更新する。

また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。

## (3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。

具体的には別紙 1 に記述する。

## 2. 医療の提供に関する事項

成育医療においては、人が受精・妊娠に始まって、胎児、新生児、乳児、幼児、学童、思春期、成人に成長・発達し、次の世代をはぐくむに至るまでの過程を、総合的かつ継続的に診る医療が要求される。

センターは、高度先駆的な医療の提供、モデル医療の実践及び標準的医療の確立等によって、我が国における成育医療の標準化・均てん化を推進する。

また、医療の提供にあたっては、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の提供に努める。

### (1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

#### ① 高度先駆的な医療の提供

成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担う。

#### ② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行ううとともに普及に努める。

## (2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

### ① 患者等参加型医療の推進

良質かつ安全な医療を提供できるよう、患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化に努める。患者・家族の医療に対する理解の向上の為に、相談支援窓口等の設置に努める。

また、患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努める。

このため、セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。

さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を定期的実施し、その結果をもって業務の改善に努める。

### ② チーム医療の推進

成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、センターの特色を活かした多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組む。

### ③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供

患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努める。

また、連携医療機関等との定期的な情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進する。

このため、退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。

### ④ 医療安全管理体制の充実

センターにおける医療安全を担保するため、統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、医療安全管理委員会を最低月1回開催することにより、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。

### ⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発し、それを用いた質の評価を試行する。

## (3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

### ① 子どもの心の診療

子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供する。

### ② 周産期・小児医療における中核的な役割

周産期医療において、関係医療機関が連携して分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、センターは、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たす。

小児医療において、センターは、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たす。

## 3. 人材育成に関する事項

### (1) リーダーとして活躍できる人材の育成

成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行う。

センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。

また、関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努める。

### (2) モデル的研修・講習の実施

成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。

このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催する。

#### 4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

##### (1) ネットワーク構築の推進

成育医療の均てん化等のため、国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図る。

##### (2) 情報の収集・発信

成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築する。

#### 5. 国への政策提言に関する事項

我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。

#### 6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

##### (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応

国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。

##### (2) 国際貢献

研究成果の諸外国への発表、外国人研究者等の受入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

### 1. 効率的な業務運営に関する事項

#### (1) 効率的な業務運営体制

センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。

さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部

門の再編を行う。

総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）に基づき平成 22 年度において 1 %以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。

その際、併せて、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。

#### ① 副院長複数制の導入

特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。

#### ② 事務部門の改革

事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。

### （2）効率化による収支改善

センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。

#### ① 給与制度の適正化

給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。

#### ② 材料費の節減

医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。

#### ③ 一般管理費の節減

平成 21 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上節減を図る。

#### ④ 建築コストの適正化

建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。

#### ⑤ 収入の確保

医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（※）医業未収金比率の縮減に取り組む。

また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。

※ 平成 21 年度（平成 20 年 4 月～平成 22 年 1 月末時点）医業未収金比率 0.05%

### 2. 電子化の推進

#### （1）電子化の推進による業務の効率化

業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。

#### （2）財務会計システム導入による月次決算の実施

企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。

### 3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。

契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。

## 第3 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。

## 1. 自己収入の増加に関する事項

民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。

## 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。

そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。

- (1) 予 算 別紙 2
- (2) 収支計画 別紙 3
- (3) 資金計画 別紙 4

## 第4 短期借入金の限度額

- 1. 限度額 2, 100百万円
- 2. 想定される理由
  - (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
  - (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
  - (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

## 第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画

なし

## 第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

## 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1. 施設・設備整備に関する計画

中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。

### 2. 人事システムの最適化

職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。

非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。

女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。

### 3. 人事に関する方針

#### (1) 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。

特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。

また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。

#### (2) 指標

センターの平成 22 年度期首における職員数を 751 人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。

特に、技能職については、外部委託の推進に努める。

(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み

31,524 百万円

### 4. その他の事項

センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。

また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。

ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。

## 担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）

### 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。

そこで、受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患、すなわち、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図る。

また、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。

このため、中期目標の期間中に平成 21 年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を 5%以上増加させる。

### 2. 具体的方針

#### （1）疾病に着目した研究

##### ① 疾患の本態解明

成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。

また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、さらに発症メカニズム解明に関する研究を推進する。

##### ② 成育疾患の実態把握

我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、これらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進する。

具体的には、胎児期から長期にわたる児の追跡調査を実施し、子供の心身の発達や罹患等に影響を与える要因の解明を目指す。また基礎研究を組み合わせることにより、病態やメカニズムを明らかにし、その予防法や治療法の開発に努める。

##### ③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指す。

成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指す。

成育疾患に対する既存の治療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性

と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。

小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進する。

また、各種の先天性疾患や小児がんその他の研究に必要な生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図る。

#### ④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。

成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進する。

このため、中期目標の期間中に平成 21 年度に比し、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図る。

### (2) 均てん化に着目した研究

#### ① 医療の均てん化手法の開発の推進

成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。

診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要の研究を推進し、先進医療・高度医療について中期目標の期間中に 3 件申請を目指す。

次世代の成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進する。

#### ② 情報発信手法の開発

成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。

#### ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進

患者・家族・国民の成育疾患及び成育医療に対する理解を支援するために、必要な情報やその発信方法について、研究するとともに実践する。

#### イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進

科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。

さらに、成育医療の適正化のための医療経済学的研究推進により、不採算部門となっている小児・産科医療費の適正化に資する政策提言について検討する。

#### ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進

妊娠と薬情報センター、不妊・不育外来、遺伝外来、女性総合外来などの特殊外来及び相談窓口の設置と展開により、情報収集と情報提供による双方向性コミュニケーションの確立について検討する。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	24,665
長期借入金等	170
業務収入	68,527
その他収入	5,018
計	98,380
支出	
業務経費	83,114
施設整備費	5,754
借入金償還	3,366
支払利息	707
その他支出	2,835
計	95,775

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）診療報酬改定は考慮していない。

（注3）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

（注4）このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

## [人件費の見積り]

期間中総額31,524百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

## [運営費交付金の算定ルール]

## 【運営費交付金の算定方法】

平成22年度は、業務の実施に要する経費を個々に見積り算出する。平成23年度以降、これを基礎として以下の算定ルールにより決定。

## 【運営費交付金の算定ルール】

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)について、以下の数式により決定する。

$$(A) = [\{A(a) \times \alpha 1\} + \{A(b) \times \alpha 2\} + \{A(c) \times \alpha 3\}] \times \beta + (B) + (C)$$

A(a)：前年度における一般管理費(運営基盤経費)に係る運営費交付金

A(b)：前年度における専門医師等育成事業に係る運営費交付金

A(c)：前年度における専門医師等育成事業、一般管理費(運営基盤経費)及び退職手当を除く運営費交付金

$\alpha 1$ ：一般管理費(運営基盤経費)に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な計数値を決定する。

$\alpha 2$ ：専門医師等育成事業に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha 3$ ：一般管理費(運営基盤経費)、専門医師等育成事業経費及び退職手当を除く運営費交付金に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

$\beta$ ：政策係数。法人の業務の進捗状況や財務状況、政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し、各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

B：退職手当相当額。毎年度の予算編成において決定する。

C：特殊要因経費。法令等の改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

## 【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数】

$\alpha 1$ ：0.97と置く。

$\alpha 2$ ：1.00と置く。

$\alpha 3$ ：0.99と置く。

$\beta$ ：1.00と置く。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>95,081</u>
経常費用	<u>95,043</u>
業務費用	94,323
給与費	43,319
材料費	17,153
委託費	9,190
設備関係費	12,732
その他	11,929
財務費用	707
その他経常費用	13
臨時損失	<u>39</u>
収益の部	<u>95,611</u>
経常収益	<u>95,572</u>
運営費交付金収益	24,170
資産見返運営費交付金戻入	223
業務収益	70,599
医業収益	66,068
研修収益	40
研究収益	4,490
土地建物貸与収益	114
宿舍貸与収益	441
その他経常収益	24
臨時利益	<u>39</u>
純利益	530
目的積立金取崩額	0
総利益	530

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

## 中期計画（平成22年度から平成26年度）の資金計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>98,380</u>
業務活動による支出	<u>83,821</u>
研究業務による支出	6,150
臨床研究業務による支出	8,712
診療業務による支出	55,876
教育研修業務による支出	7,119
情報発信業務による支出	872
その他の支出	5,093
投資活動による支出	<u>5,754</u>
財務活動による支出	<u>6,201</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>2,605</u>
資金収入	<u>98,380</u>
業務活動による収入	<u>93,772</u>
運営費交付金による収入	24,665
研究業務による収入	1,123
臨床研究業務による収入	3,292
診療業務による収入	64,072
教育研修業務による収入	40
その他の収入	580
投資活動による収入	<u>0</u>
財務活動による収入	<u>2,574</u>
長期借入による収入	170
その他の収入	2,404
前期よりの繰越金	<u>2,035</u>

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

（注3）このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

## 施設・設備に関する計画

国立成育医療研究センターが担うべき研究及び医療を中長期的に安定して実施できるよう、本中期計画期間中、医療機器等及び施設設備整備について、研究・医療の高度化、経営面の改善及び患者の療養環境の改善を図るために必要な投資を行うものとする。

なお、本計画は、毎年の経営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
医療機器等整備	170	長期借入金等
合 計	170	